

子どもを性犯罪から守る ために

NPO法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

<http://www.thinkkids.jp/> 代表理事 後藤 啓二

元警察庁企画官・大阪府警察生活安全部長・

元内閣参事官(安全保障・危機管理担当)

野田市虐待事件再発防止合同委員会委員、荒川区児童福祉審議会委員

弁護士 後藤コンプライアンス法律事務所

これまでの取組(児童の性犯罪対策について)

- 2015年10月21日「子どもを性の対象とすることを容認しない法改正を求める要望書」提出AWC、ストップ児童買春の会等と連名
- 2021年3月3日「子ども虐待と子どもへの性犯罪ゼロを目指す法改正を求める要望書」提出
- 同年9月9日「DBS 制度の創設等による学童保育施設その他の子どもに日常的に接する業務、子どもと接するスポーツの場からの性犯罪者の排除、性犯罪防止対策の推進及びその取組につき新設される「こども庁」の所掌とすることを求める要望書」提出
- 2022年2月「子ども虐待・子どもへの性犯罪対策・子どもの被害回復のより一層の充実のための法制度の整備及び「こども家庭庁」における関係機関の縦割りの解消、連携態勢の整備等を求める要望書」提出

- 2023年3月11日シンポジウム「こども家庭庁への期待－児童虐待対応の縦割りの解消と子どもを性犯罪から守る法律の整備を求めて」開催
- 2023年11月10日「ジャニーズ事件を機に子どもを性犯罪・性的虐待から守るための法整備を求める要望書」提出
- 同年12月5日「ジャニーズ事件を機にインターネットを利用した誹謗中傷の処罰及びプロバイダ等の責務の特例を定める法律の制定を求める要望書」提出
- 2024年6月19日「DBS法の成立に際して、国及び学習塾事業者、全国的なスポーツ団体その他の子どもと接する事業者に対して子どもに対する性加害行為の防止対策を求める要望書」提出

子ども受難の時代

○核家族化・シングル家庭化の進展、地域社会の連帯意識の希薄化、マンション増加、商店街の消滅し、子どもが昔のように大家族の中で、ご近所で守られなくなり、家庭内での子どもへの虐待増は不可避

○インターネットの普及により児童ポルノが拡大し、児童性虐待者が増加、子どもを性的対象として容認する風潮が欧米に比し強く、子どもを性犯罪から守る法制度がほとんどない。インターネット・SNSの普及により子どもが性犯罪に遭う機会が増大

⇒有効な子どもへの虐待・性犯罪防止対策が必要

国による有効な法律制定と縦割りの排除が重要

○子どもへの性犯罪

(現状)他国に比べ甘すぎる法律。必要な法制度がほとんどなく、子どもを性の対象として容認する社会風潮強い

⇒欧米並みの有効な法制度を整備し、子どもを性の対象として容認する風潮の根絶が必要

○子ども虐待

(現状)児童相談所その他機関を排除した縦割りの対応により救えるはずの子どもの命が救えない事件の多発

⇒関係機関が連携しベストの取組で子どもを守る態勢の整備—Working Together(関係機関が連携して頑張ろう)—が必要

子どもへの性犯罪対策について

○課題1 性犯罪防止対策全般、特に、教師、学習塾講師、スポーツ指導者等「親密な者」からの性犯罪防止対策が不十分

教師、保育士、学童保育施設、シッター、学校ボランティア、スポーツ・学習指導者等・・・親密な関係にある者からの子どもへの性犯罪が深刻
父親等からの性虐待も同様に深刻。

○課題2 児童ポルノの蔓延、最近ではAI、SNSを利用した児童の性的画像の拡散と被害児童の深刻な被害が放置

○最大の問題ー加害者の「自由」に偏重した法律、子どもの性的搾取・子どもを性的対象とすることを容認する制度・風潮とその改善に取り組まない政府・国会

警察の認知した令和6年の子どもの性犯罪被害の状況

- ・不同意性交等の被害認知件数は1945件、不同意わいせつは3128件、公然わいせつ、面会要求、性的姿態撮影等処罰法違反など風俗犯全体では7217件
- ・児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが増加傾向にあり、これらは4850件で過去10年で最多
- ・児童ポルノ事犯の検挙件数は2783件、被害児童数は1265人
- ・SNSに起因する事犯の被害児童数は1486人で、うち重要犯罪等458人で、不同意性交等、不同意わいせつ及び略取誘拐が大半
- ・SNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約7割。その投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくいものが約半

性犯罪一般の特徴

- 多くが警察に通報されず、把握されているより膨大な被害が発生
- 被害者は、加害者と面識のない人だけがターゲットとなるのではなく、実の子ども、教え子、友人、部下・同僚等加害者を信頼している人々が被害者となることが多い
 - ← 父親による性的虐待、教師、保育士、学童保育施設職員、スポーツ指導者、学習塾講師等「親密な者」による性犯罪も多い
 - ← 性犯罪者は自分が逮捕されないよう被害者を選ぶ
- 特に「親密な者」による性犯罪は被害児童が訴えにくいため、長く潜在化し、被害も繰り返し長期間に及び、被害児童の精神的ダメージは極めて大きいものとなる
- 男子が被害者となるケースも多い

名古屋市等教員グループによる児童の性的画像共有事件

(端緒)2025年3月、少女のリュックサックに体液をかけたとして、器物損壊容疑で名古屋市立小学校教員を逮捕。余罪捜査で、校内で児童の給食やリコーダーにも体液を付着させていたことが発覚。携帯電話を解析し、学校で盗撮した画像や動画を共有するSNSのチャットグループに参加が判明

(教員グループの検挙)女子児童の下着姿などを撮影して同グループへの投稿、児童ポルノの所持等で、性的姿態撮影処罰法、児童ポルノ禁止法違反等で、別の名古屋市立小学校教員と横浜市立小学校教員、葉山町立中学校教員、豊島区立小学校教員ら6名を逮捕。グループは10人程度で、『エレメント』と呼ばれる秘匿性の高い通信アプリのチャットグループ上で、盗撮した女子児童の性的な画像を披露。『いいですね〜』『うらやましいです』などとやりとり。主犯格は名古屋市の教員、SNS上で盗撮画像をアップしていた同好の教員を集め、1年ほど前チャットグループを開設。児童ポルノ禁止法でも検挙された豊島区の教員は児童ポルノを所持し始めた時期につき「2022年に教員となり、子供と接するようになってから」と説明

教員による性犯罪の多発—不十分な防止対策と身内に甘い対応

○教員による性犯罪—懲戒処分320件、うち免職195件(R5年度)

○背景に、学校・教育委員会がほとんど対策をとっていないこと、社会常識と乖離した身内に対する甘い対応、警察の捜査を拒否する体質などがあるのではないか—スポーツ団体、学童施設なども同様

- ・部内での防止対策は一部を除きほとんど取られていない
- ・学校や教育委員会が問題教員の把握、指導や監視、配置換え
- ・被害児童の訴えに対する事実調査や警察への相談はなされているのか？
握りつぶしていないか？。そもそも学校や教育委員会の調査は極めて困難で、警察に通報しないままではほとんど解明できない。学校から警察への通報がなされ検挙できた事件は何件あるのか？懲戒処分320件のうち学校が独自に把握して処分した件数は何件あるのか？
- ・名古屋市教育委員会は教員を採用する際法律で義務づけられている子どもへのわいせつ行為や盗撮等で教員免許を失効した人の情報が載っている「特定免許失効者等データベース」を確認していなかった(2025年発覚)

これまでの甘い懲戒基準と隠ぺい行為

○横浜市教育委員会—教員の児童への性犯罪につき、自校生徒なら「免職」、他校の生徒なら「免職又は停職」としていた懲戒基準を改める(2024年3月28日カナコロ)。これまで18歳未満の者への性犯罪を「免職」としていたが、成人への性犯罪も「免職」とするよう改める(2025年10月4日読売)

・2019年度から2024年にかけて、横浜市教育委員会が教員が被告となった性犯罪4事件の裁判、公判11回に職員を延べ414人動員し、一般人の傍聴を締め出していた。旅費を出し、動員をかける際には「待ち合わせは避けるよう」などと指示(2024年8月5日朝日など)。身内の不祥事を隠ぺい

○長野県教育委員会—教員の児童への性犯罪につき、他校の生徒は「免職、停職又は減給」としていた基準を「免職」に改める(2022年9月18日読売)

○福岡県須恵町中学補助教員偽造免許事件—教員は掃除の時間中、女子生徒に対して「その姿はエロく見えるよ」などと不適切な発言をしていたほか、「過度なボディタッチをしていたのではないか」という情報も寄せられていて、保護者からは学校と町の教育委員会の対応を疑問視する声があった(2025年10月13日TBSニュース)—(その後町は警察に相談した)

スポーツ指導者、学童保育職員、学校ボランティア、ベビーシッターらによる性犯罪

- 2025年、千葉県の柔道塾指導者が、合宿で就寝中の13歳未満の女児7人に対して睡眠薬を飲ませるなどして性的暴行を加え、男児に首を絞めるなどしたとして(被害児童計9人)、不同意性交や暴行罪等で逮捕。検察側は懲役25年を求刑
- 2020年12月、神奈川県の子童保育施設で女子児童にわいせつな行為をしたとして、同施設で勤務する男を強制わいせつで逮捕。男は施設を解雇されたが、その後に同様の施設で勤務していた
- 2012年、大阪市教育委員会の非常勤嘱託職員が学校支援ボランティアとして児童へのわいせつ行為で逮捕。この男は大学生時代にボランティアで参加した野外活動中にも同様の行為をしたとして逮捕されていた
- 2020年、ベビーシッターマッチング業者大手に登録する男のシッター2名が保育中の子どもにわいせつ行為で逮捕。一人の男は、ボランティア団体に所属し、キャンプに参加した男児へわいせつ行為でも逮捕。

現状と問題

- 学校、学童施設、学習塾、スポーツ指導者等に小児性虐待者が多数入り込み、逮捕されるまで性犯罪を繰り返し、逮捕されても処分歴を隠し、名前を変え、他県の学校に入り込む(福岡県須恵町中学補助教員偽造免許事件、名古屋市前科元教員採用性犯罪事件等)
- これらの組織で性犯罪防止対策がほとんど取られていない
- 子ども・親が信用、警戒しない、抵抗できない、訴えづらい、訴えても信用してくれない
- グルーミング(子どもを手なづける行為)により性行為に及ぶ
- 被害を訴えても学校、企業、スポーツ団体等が十分な調査・処分をしない。警察に通報しない。うやむやにされ甘い処分で排除されない

私どもの求めた対策—「子ども性被害保護法(仮)」の制定、刑法改正

1 「子ども性被害保護法」の制定⇒受け入れられず

(1) 性犯罪前歴者等を子どもに接する職に就けさせない「DBS」制度の創設

⇒2024年6月DBS法制定。概ね受け入れられるが、残る問題も多い

(2) 職場における性犯罪防止対策の義務付け—国が指針を策定

- ・ 二人きりにならない、死角には防犯カメラ設置等の対策
- ・ 厳格な懲戒処分の義務付け
- ・ 訴えをうやむやにしないよう犯罪に該当する場合は警察に連絡

⇒いまだ受け入れられず

(3) グルーミング(子どもを手なづける行為)の禁止

⇒2023年7月施行の改正刑法により面会要求罪新設(刑法182条)により一部実現

(4) スポーツ指導者による性犯罪が判明した場合には組織から排除

・ 厳格な懲戒処分により免職、除名、悪質な場合には復帰不可
⇒いまだ受け入れられず

2 刑法改正

(1)指導的立場にある教師、スポーツ指導者等が、その地位や影響力を利用して拒絶が困難な子どもに対して暴行・脅迫がなくとも性行為を行うことを禁ずる「地位利用性交等罪」規定の新設

(2)低すぎる(13歳)性交同意年齢の引き上げ

(3)短い時効期間の延長

⇒上記改正刑法により「不同意性交等罪」新設、性交同意年齢が16歳に引き上げ(行為者との年齢差が5歳以内の場合は13歳のまま)、不同意わいせつ等致傷罪、不同意性交等罪、不同意強制わいせつ罪の時効が20年、15年、12年に引き上げ、被害者が18歳未満の場合被害者が18歳に達する日までの期間が時効期間に加算

制定されたDBS法—子どもと接する業務に性犯罪者を従事させないための制度

学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性 暴力等の防止等のための措置に関する法律(DBS法)—2026年12月25日施行予定

- 義務対象—学校(幼稚園、小中高)、認可保育所、児童養護施設など
- 義務でなく、任意で認定を受けることができる対象—学習塾、スポーツクラブ、放課後児童クラブ、認可外保育所、一次預かり、芸能事務所など
- 確認される性犯罪歴—不同意性交等罪、不同意わいせつ罪、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、未成年淫行などの条例違反。
- こども家庭庁を通じて、事業者からの照会に応じ、性犯罪歴の有無を通知、性犯罪歴が確認された人は禁固以上では刑の終了から20年(罰金刑、禁固刑以上の執行猶予の場合は10年)子どもと接する業務に就けず、過去に性犯罪歴がなくても、性加害の恐れがある人については、配置換えなどの防止措置が義務付けられる場合があります

DBS法に残された大きな課題

○学習塾、スポーツクラブなどこれまで多くの子どもへの性犯罪が行われている事業が義務対象とされず。虐待対応業務も対象外とされる可能性(子どもへの性犯罪の前科のある元教員が名古屋市の虐待担当業務に採用され児童の不同意性交等で検挙された事件に係るこ家庁見解ー2025.6.20毎日)

○性犯罪でも示談成立等により起訴猶予とされた案件は前歴確認の対象外

○施設におけるセキュリティ対策、講師、指導者への遵守事項の義務付け、被害の訴えがあった場合の適切な対応等の総合的な対策なし

←実際に発覚した性犯罪のほとんどは性犯罪歴のない者により行われており、上記の施策を講じないまま、性犯罪歴の有無の確認だけでは、さほどの効果は期待できない

成立したDBS法は多々問題点があり速やかな改正が必要(要望書提出済み)

全く手つかずの職場における性犯罪防止 対策の義務付け

○学校及び子どもに接する業務を営む事業者は、文部科学省、警察庁等関係機関が定める「子どもを性被害から守るための指針」(指針)に従った対策を講じることが法律で義務付けることが必要

○「子どもを性被害から守るための指針」(指針)の例

- ・原則として他から見えない場所で子どもと二人きりにならない
- ・子どもの送迎車にはドライブレコーダーを装備
- ・死角となりやすい場所には防犯カメラを設置
- ・子どもとのメールのやりとりは原則禁止
- ・厳格な懲戒処分の実施
- ・子ども、保護者から性被害の訴えを受け付ける窓口の設置と訴えがあったときは部内でうやむやにせず警察に連絡、事実解明は警察に委ねる、など

性的な行為を行うために子どもを手なずける行為 (グルーミング)の禁止ー刑法改正で一部実現

刑法182条(16歳未満の者に対する面会要求)

16歳未満の者に対して、

(1)わいせつの目的で威迫、偽計、利益供与等の不当な手段を用いて面会を要求する行為

(2)(1)の結果、わいせつの目的で面会する行為

(3)性交等をする行為、性的な部位を露出した姿態などをもってその写真や画像等を送るように要求する行為

ただし、13歳以上16歳未満の者に対する行為については、行為者が5歳以上年長の者である場合に限る

(追加が必要な行為)

・子どもが性的な行為、児童ポルノの製造等に応じるよう説得するため、児童の性的画像や性的行為を行っている内容の映像・漫画・CG等を見せること

・子どもをわいせつの目的で、自宅、ホテルその他公開されてない場に連れて行こうとすること

ネット上のグルーミングについてー「STAY SAFE, ネット上の性搾取から身を守るための方法 子どものためのガイド(国際ECPAT)」から抜粋

- 子どもや若者はネット上でさまざまな形の虐待や搾取の被害を受けることがあります。具体的には、ネット上で売るために、子どもの性的な写真を撮ったり、子どもが虐待されている動画を買ったりすることです。前に述べたように、加害者は子どもが知っている人の場合もありますが、必ずしもそうではなく、遠くに住んでいたりと、海外に住んでいる場合もあります。インターネットは、加害者がネット上で子どもに近づき虐待することを許してしまっています。加害者は、子どもとの間に信頼関係や友情を築いて、違法な性的行為をするよう子どもを操ります。これは「グルーミング」と呼ばれます。グルーミングは、大人が子どもと性的行為や関係を持つ意図で友達になったり、誘惑したりして、子どもを手なずける行為です。グルーミングの多くはネット上で始まります。多くの国で大人によるグルーミングは犯罪ですが、大人ではない若者がグルーミングをすることもあります。
- グルーミングの一つに、加害者が子どもに、他の子どもの性的行為を見せたり、子ども性虐待の描写物を見せることがあります。そういう行為が普通だと思わせるためです

スポーツ指導者による性犯罪等が判明した場合には組織から排除

スポーツ団体の研修・処分と性犯罪者の排除等

- スポーツの全国統括団体(NF)は、会員に対して子どもに対するセクハラ・おいせつ行為防止(暴力・体罰・行き過ぎた指導の禁止、指導における事故防止、救急救命措置も併せ)のための研修を実施し、政令で定める基準に従い会員の懲戒・処分基準を定める(政令で性犯罪を行った会員は除名と定める)
- 性犯罪等を行った者を組織から排除し、再発の防止を図る。
- 違反には補助金の減額、停止等を行うことにより履行を確保

根本的な対策として、学校、スポーツ団体等の身内に甘く、他機関の関与を嫌う体質を変える必要

学校のいじめ、暴力事案、児童虐待、体罰などにも共通する体質

学校はいじめや暴力事案につき、被害児童より加害児童の側に立ち、警察に通報しないままうやむやにし、被害児童が自殺、転校を余儀なくされるなどの対応がよくみられる。児童虐待についても保護者を恐れて通報しない、児童相談所だけに通報し警察には通報せず、不十分な対応のまま虐待死に至るなどの事例も。

このような被害児童の保護に熱心でなく、事なかれ主義、むしろ加害者側に立つ体質から、教員の性犯罪・体罰などについては、加害者である教員側に立つ姿勢になるのではないか。

さらに、一般社会から隔絶した環境で社会常識と隔離した「身内(教員)に甘い思考」が常態化

⇒このような学校の体質を根本から変える必要

⇒教員に身内を守ることをよりも子どもを守ることを最優先とする
規範意識を醸成し、他機関を排除せず、警察等他機関と連携して
子どもを守る取組をとる組織とするため、教育委員会、学校に他
機関の職員を配置するとともに、このような取組をすることを法
律で義務付けするなどが必要でないか。

スポーツ団体なども同様の問題。

課題2 子どもの性的搾取・子どもを性の対象とすることを容認する制度・風潮、それを後押しする一部政党、マスコミ等

○「着エロ」「JKビジネス」等子どもの性的搾取が規制されず

○違法とされる児童ポルノが諸外国と比べて極めて狭い—実在する児童を対象としたものしか違法でなく、CG、漫画等で作成されたものは合法として蔓延。検挙できる児童ポルノはごく一部。

⇒子どもを性の対象とすることを容認する社会風潮、規制の動きに反対し続けた民主党(当時)、マスコミ、漫画・出版業界

○最近ではAI作成の児童ポルノが氾濫しているが、日本では合法

しかも、実在する児童を対象とした児童ポルノも、AI作成のものとは区別がつかないことから、事実上警察は検挙できず、無法状態に(2023.11.12読売新聞など)。

日本でみられる、子どもを性の対象とすることを容認する社会風潮

- 法律の規制の対象とならなれ、**「児童ポルノ」の範囲が狭く、児童ポルノがは**
ん濫、世界に発信いよな「児童ポルノ大国」と諸外国から非難。ごく緩
い規制ともいえない。東京の条例改正にさえ民主党(当時)、出版業界、
漫画家、一部マスコミ等が反対活動を展開し、廃案に追い込む
- 教師が児童にわいせつ行為をしても免職になることはまれ(わいせつ教員
排除法の制定などでようやく最近は改善)
- 国、自治体、大企業、大マスコミでも子どもを性的に描いたイラスト、
ポスター等を利用、容認
漫画『月曜日のたわわ』の宣伝のため、性的に描いた女子高生のイラストを日本経済新聞が「内容認で朝刊の全面広告に掲載した問題で、UN Women (国連女性機関)が「内容認の可否を決定するプロセスの見直しなどを求めた(2022.4)や、広告の掲載の可否を決定するプロセスの見直しなどを求めた(2022.4)
- 性交同意年齢が**13歳**と低い(2023年の刑法改正で原則**16歳**に引き上げ)

緊急に対処が必要なSNSによる性的画像の拡散とAIによる児童の性的画像の作成

○いじめの被害児童の性的画像、あるいは自慰行為の強要等暴力的・屈辱的な画像等(AIに作成されたものを含む)をSNSで拡散し、被害児童が自殺、退学、うつ病に陥る等の深刻な事態に至る事例多数

ー旭川中学女子生徒自殺事件、福岡県高校男子生徒自殺事件、兵庫県高校男子生徒自殺事件等

○これらの画像は、わいせつ、児童ポルノ等違法な画像に当たらないものも多く、警察に相談しても警察が対応できず、学校に相談してもうやむや、SNS等からも削除されず被害児童が全く救われない状況

○2024年度に自殺した小中高生の自殺は527人で、過去最多。原因の十分な調査はほとんど行われていないが、いじめが主たる原因であり、いじめの中でSNS等による性的・暴力的な画像の拡散が存在しているものが少ないのではないかと推測。他国ではセクストーションの被害児童の自殺事例が報告

最近海外で逮捕された日本人の事件(1)

2025年10月、日本サッカー協会(JFA)の技術委員長がフランスに向かう機内で児童ポルノを閲覧しているところを客室乗務員に発見され逮捕

○15歳未満の未成年者の児童ポルノ画像を輸入・所持した罪などに問われ、「好奇心から見てしまった」「AIが生成した芸術作品をみていた。フランスで禁止されているとは知らなかった」と弁明。検察側は意図的に画像を探し求めていた」と指摘。地元紙パリジャンによると、視聴履歴には1621件の児童ポルノのAI生成画像があり、実在する人物も検索していた。裁判所は「同氏がAIで自ら画像を作成していた。AI生成物であっても児童ポルノに該当する」とし、執行猶予付きの禁錮18か月の有罪判決。10年間のフランス入国禁止、未成年者と関わる業務を10年間禁止(日テレ2025年10月9日)。

○「これはアートです。」「AIで作成された写真です。フランスで禁止されていると知らなかった」(ル・パリジャン紙)などと発言(テレ朝ニュース2025年10月8日)。

最近海外で逮捕された日本人の事件(2)

2025年8月、ラオスで18歳未満と知りながら現地の少女とのわいせつ行為を撮影したなどとして、無職の男と歯科医師の2名が愛知県警に逮捕

ラオスでは近年、児童買春に手を染める日本人が増加していると指摘。東南アジアの周辺国で取締まりが厳しくなっている影響もあるとみられるが、主な要因はSNS。SNS上ではラオスを「ロリの聖地」「最後の楽園」といった書き込みが散見されるだけでなく「〇〇で〇〇歳を指名した」といった“体験談”まで。さらに日本人が現地の少女を無断で撮影したとみられるわいせつな動画や施設情報をまとめた“有料マニュアル”がネットで不正に売買される悪質なケースもある。どんな映像が撮れたか、どんな少女と関係を持ったのか競い合うかのように情報が飛び交い、それが日本人の買春を助長しているとみられる。日本人観光客らを売春施設へ案内する“児童買春ツアー”を行う日本人在住者の存在が浮上(2025年9月6日TBSweb)

(参考)痛感した日本と世界の意識の差

○警察庁でインターネット犯罪捜査担当当時

児童買春・児童ポルノ禁止法の制定(1999)までは、子どものどんなひどい写真・映像も「わいせつ」に当たらない限り合法とされ、日本からネットを通じて世界に「児童ポルノ」が拡散
⇒ICPO、FBIなど各国及び国際会議で極めて強い非難。スウェーデン王妃、シーファー・米駐日大使らから強い働きかけ

○東京都青少年健全育成審議会委員当時

東京都青少年保護育成条例において、児童ポルノに当たる漫画・CGを子どもに売らないようにする改正案を起案するも、民主党(当時)、出版業界、漫画家、一部マスコミ等が反対し、廃案に追い込まれる。その後内容を一部改正し成立

着エロ、JKビジネスの禁止－児童福祉法の改正が必要

児童福祉法34条は、子どもの搾取行為、見世物とする行為等を禁止

- 着エロ、JKビジネスはまさに子どもの搾取行為、見世物とする行為といえ、下記のような規定を同条に追加する必要

着エロ 満15歳に満たない児童の半裸あるいは水着その他これに類する衣服を着用した姿を被写体とした写真、映像を撮影し、あるいは販売、頒布する行為及びこのような行為をさせ、又は勧誘する行為

JKビジネス 児童を名目の如何を問わず撮影、接客、散歩、マッサージ、添い寝、会話その他の性的好奇心に応じたものと認められるサービスを提供する業務に従事させ、又は勧誘する行為

2015年10月21日に他団体と関係大臣あて法改正の要望書提出

海外に比べ違法とされる「児童ポルノ」の範囲が狭い

- 裸体であっても「殊更に性的な部位が露出され又は強調され」かつ「性欲を興奮させ又は刺激するもの」でないと当たらない
- 実在する18歳未満の児童を対象としたものに限定

⇒「映像や写真と同程度に写実的なCG・漫画により描写されたもの」
「成人か18歳未満か立証できないが、児童のようにみえるもの」は、諸外国では違法とされ、AI生成のものももちろん違法だが、日本ではいずれも合法。ーサッカー協会幹部事件

※2007年内閣府「有害情報に関する特別世論調査」

実在しない子どもの性行為等を描いた漫画や絵について86.5%が規制に賛成、反対は9.5%(拙著「日本の治安」(新潮新書)参照)

いじめ等によるSNSを利用した性的画像・屈辱的画像の拡散への対応が必要

被害児童が自殺、退学、うつ病に陥る等の深刻な事態を防止するための法整備が必要

⇒自らの性的画像等が拡散されていることを知った被害児童の不安、精神的ショックをできる限り小さくすることが必要不可欠

⇒いじめの被害児童の性的画像、自慰行為の強要等暴力的・屈辱的な画像等(AIに作成されたものを含む)のSNSでの拡散行為を違法とし、警察が行為者を検挙できるようにするとともに、画像を直ちに削除することをSNS事業者に義務付ける法整備が必要

⇒さらに、24時間被害児童が相談できる相談窓口の設置も必要

特にAI作成の児童ポルノは放置できない

- AIにより、実在する児童を対象とした児童ポルノと見分けのつかない「児童ポルノ」が容易に作成できるようになり「児童ポルノ」がこれまで以上に氾濫
- 卒業アルバム等に掲載されている児童の顔写真をもとに、AIにより偽の性的画像が作成、氏名がさらされたままSNS上に拡散
- 有名人の偽の性的画像がメルカリ等で売買されるなどの被害
- ネット上には、公然とAI等で作成された児童の性的画像の投稿を受け付け、販売するサイトやアプリが多数存在し、児童ポルノ利用者が多数群がっている

性犯罪が子どもに与える深刻な影響と専門的な治療・ケアの必要性

現状—専門医、専門病院が圧倒的に少なく、性犯罪被害を受けた子どもが「心の傷(トラウマ)」の治療・カウンセリングを受けることができない

対策—被害児童が専門的な治療を受けることができる態勢の整備

①児童を把握した関係機関の専門的な医師等への連絡

②被害児童本人、保護者からの容易なアクセスの確保

いずれの場合も、治療費、カウンセリング費は無償とする必要

③上記を受ける専門的な医師や心理職等の育成とネットワークの整備
地域ごとに、①、②の通報、アクセスを受け付ける専門的な医師、臨床心理士等のネットワーク、窓口を整備し、長期にわたる安定した関わりが必要

喫緊の課題ー子どもを性犯罪から守る法制度の整備と子どもを性の対象とすることを容認する社会風潮の排除

○子どもを性犯罪から守る法制度の整備

ー上記の法整備を進める

○子どもを性の対象とすることを容認する社会風潮の排除

ー学校、国、自治体で子どもを暴力や性の対象とすることは許されないものであることの教育・啓発活動の推進

ー企業の理解・協力を得て民間と協働しての活動の推進

ー性犯罪・児童ポルノ関係犯罪で有罪判決を受けた者が再犯防止のためカウンセリング・治療態勢の整備

○諸外国で検討が進められている子どものSNS利用制限も要検討

シンクキッズの活動ーHPでご覧ください

○児童相談所が必要な一時保護しない、学校、スポーツクラブ、学童施設等で子どもが性被害を訴えているのに必要な対策をしない等子どもを適切に守っていない場合にはご連絡ください。可能な場合には必要な申入れをいたしますーただしご期待に応えない場合も多々あります。

thinkkidsoffice@gmail.com tel/fax 03-6317-5298
<http://www.thinkkids.jp/>

東京都千代田区神田神保町1-29市瀬ビル2階
シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
(拙著・拙稿)

「子どもが守られる社会に」(エピック社)、子ども虐待死ゼロを目指す法改正の実現に向けて」(エピック社)、「法律家が書いた子どもを虐待から守る本」(中央経済社)、「なぜ被害者より加害者を助けるのか」(産経新聞社)「日本の治安」(新潮新書)、「児童虐待対策とコロナ対応にみる厚労省の失敗」(中央公論2021年10月号)